

御殿場市・小山町広域行政組合告示第12号

(仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設(リサイクルセンター)整備及び運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定に基づき、当該事業の実施方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成25年11月29日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者 御殿場市長 若林洋平

